

自動車運転免許取得費等助成支援事業補助金の概要

1 対象業種

農林水産業、銀行業等、郵便局、政治団体、宗教団体などの一部除外業種以外

2 対象事業者

町内に事業所を有する法人又は個人事業主 ※町税を滞納している事業者等を除く

3 助成対象者

町内の事業所に正社員として配属する新規学卒者（次に該当する者を除く）

- (1) 荒砥高等学校自動車運転免許取得費助成事業の対象者
- (2) 国、県、町、その他団体等から同一経費について助成を受ける（又は受ける予定の）者
- (3) 在留資格が技能実習又は特定技能である外国人労働者
- (4) 公務員

新規学卒者：正社員としての雇用開始日が、高等学校、大学等教育機関の卒業後
13か月以内の者

正社員：正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員

4 補助対象経費

1 助成対象者につき、次のうちいずれか1項目の経費

- (1) 自動車運転免許取得費用
- (2) 就職に伴う移動費及び引っ越し費用

※「移動費」とは、町内事業所に就職することに伴い、前住所地から新住所地への移動に要した交通費を言います。例えば、東京都在住だったものが、町内事業所への就職に伴い長井市内へ転居する場合の、東京から長井駅までの電車賃です。

5 補助率、補助上限額

要件	補助金額	新規学卒者1人当たりの補助上限額
町内に居住する者	4の経費に対し補助対象事業者が採用する新規学卒者へ助成した額の2分の1以内（百円未満切り捨て）	82,500円
町外に居住する者		55,000円

※要件は、正社員として雇用開始した日から6か月を経過した日（4月1日が雇用開始日の場合、10月1日）を基準として判定します。

6 申請受付 随時

- ※ 令和7年度中の補助金交付は、令和9年3月5日（金）まで補助申請があったものとなります。
- ※ 例えば、10月1日に正社員として雇用を開始した場合については、翌年4月1日の時点で要件を判定しますので、令和9年度補助金へ申請いただくこととなります。

7 申請手続き

- 1 本事業の活用を希望する事業者は、商工会に参加申込をお願いします。
- 2 1の事業者が採用内定を行った場合には、商工会へ報告をお願いします。
- 3 2の事業者は、新規採用者へ4に掲げる費用の助成を行ったのち、正社員として雇用開始した日から6か月を経過した日以降令和9年3月5日までの間に商工会へ補助申請ください。

8 留意事項

- 本事業に参加する事業者が、被採用者へ助成金を交付する時期について、特に指定はありません。
- ただし、例えば、正社員として雇用開始1か月後に事業者が被採用者へ助成を行い、その後、正社員採用後6か月を経過しないうちに被採用者が退社した場合、町補助金の交付対象とはなりませんので、御留意ください。
- また、助成後に、助成金の返還を被採用者に求めることは、被採用者の自己都合で退職した場合であっても、また、例えば1年以内に自己都合退職した場合に助成金を返還する約定を取り交わしていたとしても、労働基準法に抵触する恐れがあります。